

個人情報管理委員会規程

1 設置の目的

個人情報保護に関する法律の施行(平成17年4月1日)に伴い、独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院(附属施設含む)における個人情報の適切な取扱いを行うために設置する

2 委員会機能

個人情報管理委員会(以下「委員会」という)は、個人情報の取扱いに関し、患者や利用者等の権利や利益に十分な配慮がなされているか等を審査するとともに、具体的な対策を講じ、方針の決定を行うものである

この委員会機能を円滑に推進するために、WGを設置することができ、個人情報の具体的な取組みについて検討を行い委員会へ規程や運用の変更の答申を行う。

委員会で検討した規程や運用についての追加変更等は別途幹部会議(管理者会議)で承認を得て運用する事とする。

3 委員会の組織

委員会に個人情報管理責任者(院長)を置き、委員長(院長)以下各職種より構成する。

WGを設置する場合は、その都度検討内容により委員長が各職種より指名する。

4、検討内容

- 1)個人情報保護に関する規程運用
- 2)個人情報保護に関する院内外(ホームページ含む)掲載物の内容変更
- 3)個人情報保護に関する職員(委託職員含む)教育
- 4)電子カルテを含む情報ネットワークのセキュリティに関するもの
- 5)その他個人情報保護に関する取り扱いに関するもの

5.委員会の開催

前項の検討事項が発生時、又は個人情報保護法に関するが必要事象が発生した場合、委員長が委員

への招集を行う。

6. 規程の改定について

この規程は必要時に見直しするものとする。

附則

本規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する

平成 26 年 04 月 JCHO 本部規程に準拠

平成 28 年 03 月 一部改訂

令和 07 年 04 月 一部改訂